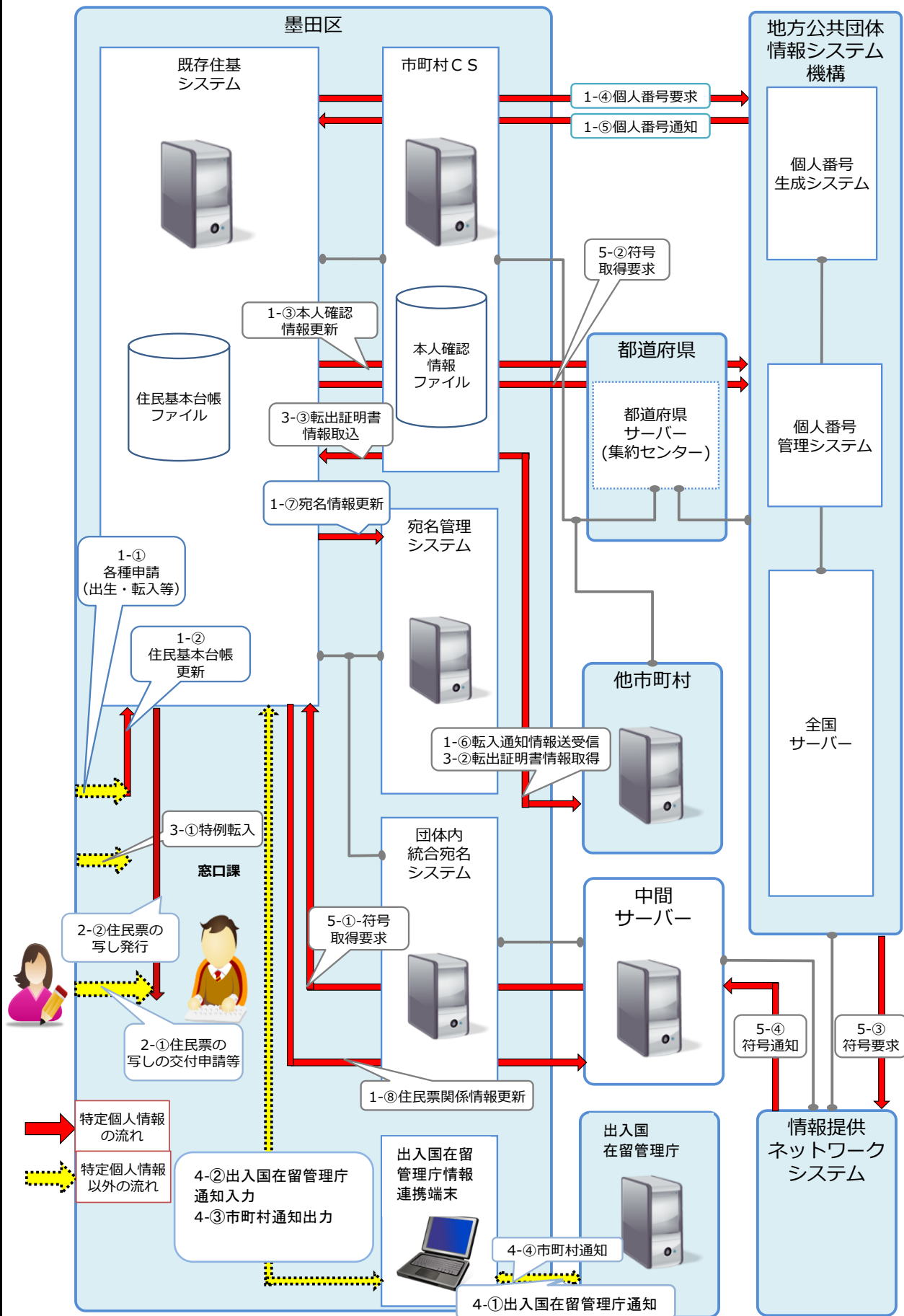


**(別添1) 事務の内容**

(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容 (既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1 住民異動に伴う本人確認情報の更新に関する事務(出生・転入・転出・死亡・個人番号の生成等)

- 1-① 区民から、出生や転入等の届出を受け付ける。
- 1-② 職員がデータを入力し、既存住基システムの住民基本台帳ファイルを更新する。
- 1-③ 市町村CS、都道府県サーバー、地方公共団体情報システム機構の順に本人確認情報を更新する。
- 1-④ 機構に対し、既存住基システムから市町村CSを通じ、当該区民の個人番号の生成要求を行う。
- 1-⑤ 機構から、市町村CSを通じ、既存住基システム当該区民の個人番号の生成要求を行う。
- 1-⑥ 転入時に既存住基システムを更新すると、転入通知情報が、市町村CSを通じ他市町村へ送信される。また、墨田区から転出した後、他市町村に転入した際は、転入通知を受信する。
- 1-⑦ 既存住基システムを更新すると宛名管理システムの宛名情報を更新する。
- 1-⑧ 既存住基システムを更新すると団体内統合宛名管理システムの情報を更新する。

2 住民票の写し等の発行

- 2-① 区民から、住民票等の交付申請を受ける。
- 2-② 職員は既存住基システムを検索し、住民票を発行、交付する。

3 個人番号カードによる転入の受付(特例転入)

- 3-① 区民から、特例転入の届出を受け付ける。
- 3-② 職員は市町村CSを操作し、他市町村から転出証明書情報を取得する。
- 3-③ 既存住基システムに転出証明書情報を、市町村CSから取得する。  
以下は、転入時の流れと同様。

4 出入国在留管理庁との連携

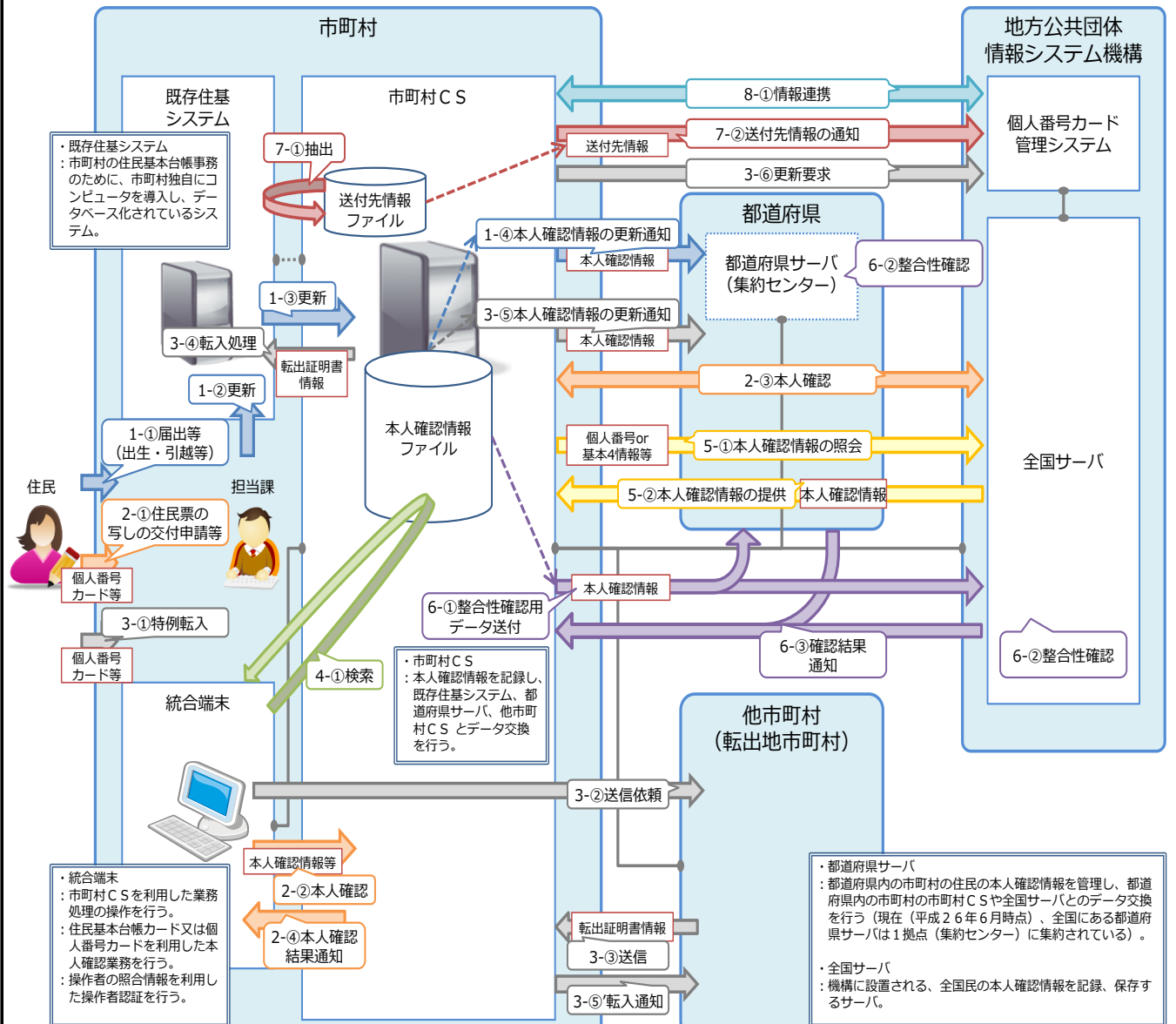
- 4-① 出入国在留管理庁から、外国人住民の方の資格等の変更情報を  
出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る。
- 4-② 出入国在留管理庁通知を既存住基システムに入力する。
- 4-③ 既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力する。
- 4-④ 出入国在留管理庁連携端末から、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する。

5 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務

- 5-① 中間サーバーで処理通番と個人番号のペアデータを生成し、団体内統合宛名システムを通じ、既存住基システムに符号取得要求する。
- 5-② 既存住基システムから、市町村CSを通じ、地方公共団体情報システム機構に符号取得要求する。
- 5-③ 地方公共団体情報システム機構から、情報提供ネットワークシステムに要求し、符号を作成する。
- 5-④ 情報提供ネットワークシステムを通じ、中間サーバーに符号を通知する。

**(別添1) 事務の内容**

(2)本人確認情報ファイル、送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容（市町村CSを中心とした事務の流れ）



※個人番号カードに係る事務（通知カード／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

1 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 区民から転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2 本人確認に関する事務

- 2-① 区民から、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②、③ 統合端末において、区民から掲示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバから、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 転入手続を行う区民から掲示された個人番号カードを利用して本人確認(「2 本人確認」を参照)を行う。
- 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 3-③ 市町村CSにおいて、転出地市町村から転出証明書情報を受信する。
- 3-④ 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。  
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構から、当該個人の本人確認情報を受領する。

6 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSから、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7 送付先情報通知に関する事務

- 7-① 既存住基システムから、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。